

平成25年4月5日

各 位

更生会社TFK株式会社
管財人 小 畑 英 一

訴訟の判決に関するお知らせ

平成23年10月5日付「旧役員等及び大株主への訴訟の提起について」にてお知らせいたしました訴訟事件のうち、創業家等の大株主9名に対して約129億4000万円の支払いを求めて提起した配当金返還請求訴訟について、下記のとおり判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1 判決言渡しのあった裁判所及び年月日

- ・東京地方裁判所
- ・平成25年3月28日

2 判決の概要

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 今後の見通し

管財人の請求を全て棄却した本判決は是認し難いものであり、東京高等裁判所への控訴の手続を行う方針です。控訴の提起など、本件訴訟の今後の推移につきましては、改めてご報告いたします。

以 上